SNSと共存する社会へ

小城　英子●聖心女子大学文学部准教授

一　SNSをめぐるトラブル

大学という場は、学生はつねに二十歳前後に固定されているが、他方、教員は毎年一歳ずつ老いていく。したがって、教員が若者の文化やメディアから置き去りにされがちであることは否めない。これは、いつの時代にも変わらない構造であるが、かつては若者文化がリアル世界だけに存在していて教員も垣間見ていたのに対して、昨今のメディア環境においてはバーチャル世界が不可視で、ニューメディアに疎い者はその存在すら知らないまま、学生を取り巻く環境を全く把握できていないことがあるのが大きな特徴である。

しかしながら、SNSをめぐるトラブルは極めて深刻、かつリカバリーが困難であることを重く見たほうがいい。実際、一般の大学生がカンニングや飲酒運転、万引き、当て逃げといった違反行為を武勇伝のようにツイートしたり、有名人の個人情報を暴露したりして、トラブルになっているケースは枚挙にいとまがない。その投稿があちこちで拡散され、2ちゃんねるにまで移行して炎上することもある。あっという間にネット上のあらゆる情報が集積され、個人が特定されたうえに、実名から顔写真、本籍地や自宅住所といった個人情報がさらされる「公開処刑」が行われる。恐ろしいのは、騒動になってから本人が慌てて当該の投稿やアカウントを削除したとしても、その前に素早く画像化されて（ネット用語で「魚拓をとる」と言うらしい）、「永遠に」残ることだ。こうしたトラブルが、本人の将来（進学や就職、結婚など）に不利益をもたらさないともかぎらない。

また、当該行為と何ら関係がなくても、所属大学に抗議が殺到して業務に支障を来したり、大学が公式に謝罪しなければ騒動が終息しなかったり、不可抗力で大学が巻き込まれるケースも多い。少子化の波を受けた大学冬の時代、こうした不祥事と大学名が併記されることは、致命傷になりかねないだろう。

二　自己情報の開示と他者への被害

SNSをめぐるトラブルは「自己情報の開示によるリスク」と、「他者への被害」の二つに大別される。

前者は、自分自身のプロフィールや日頃の行動といった個人情報を無防備に公開したり、カンニングや飲酒運転などの反社会的行為を告白したりすることを指しており、その結果としてストーカー被害、ネット上での公開処刑、なりすまし被害などのリスクを負っている。しかしながら、こちらは自己責任の範疇で、投稿そのものが法的に処罰を受けることはない。

一方、後者は、有名人でも一般人でも他者の個人情報の漏洩、大学やバイト先などの機密情報の漏洩、他者への誹謗・中傷といった内容を指しており、プライバシーの侵害、守秘義務・服務規程違反、名誉棄損、侮辱罪などの犯罪行為に該当する可能性がある。すなわち、本人に悪意や自覚はなかったとしても、軽率な投稿の結果として法的には犯罪者になるかもしれないのだ。ツイッターのようなインターフェイスでは、手続きが手軽な分、自分の投稿が最終的にどんな影響をもたらすかを深く思慮するステップがなく、よりリスクが大きいと言えるだろう。

社会心理学の中にはうわさを研究している分野がある。人々の日常会話を分析すると、大半が、身近な人から有名人まで他者のうわさ話であるという。善し悪しはさておき、要するに人間は他者のうわさ話が大好きで、それをネット上でも実行しているにすぎないとも言える。うわさ話をせずにいられない人間の性はどうすることもできないことを前提として、ただし、不特定多数に向けて特定個人の社会的評価をおとしめれば、名誉棄損になる可能性があることは認識しておく必要がある。これは、ネット上でなくても、例えばトイレの立ち話でも該当するのだが、ネット上になると、「誰かに立ち聞きされているかもしれない」という感覚や警戒心が希薄になり、無防備になりがちである。

三　ネット上に匿名はない

てっとり早い対策は、アカウントを非公開にするなどのアクセス制限をすることである。特定のメンバーにのみ情報閲覧を許可する形であれば、ひとまず「公開処刑」などのリスクからは逃れられる。しかしながら、ある研究によれば、アカウントを非公開にしているからこそ、内輪だけの井戸端会議のつもりで他者のプライバシー暴露や誹謗・中傷、差別発言といった不適切な内容を言いたい放題で、かえってリテラシーが阻害されているとの指摘がある。逆説的ではあるが、むしろアカウントを公開して世間の目を意識するほうが抑止

力になるという。

アカウントを非公開にしても、ネット上に完全な匿名は存在しない。システムのエラーなどで非公開のはずの内容が流出したり、悪意をもった第三者に情報を漏洩されたりする可能性はいくらでもある。高度なスキルを有するハッカーにかかれば、素人のセキュリティなどセキュリティの範疇ではないだろう。

さらに、犯罪や反社会的行為、訴訟など何らかの問題が発生した場合は、プロバイダ責任制限法によって被害者には発信者情報を開示請求することが認められており、発信者（加害者）はＩＰアドレス開示を通じて特定され、被害者から損害賠償を請求されることがある。ネット上のトラブルが悪意や故意によるものでなく無知ゆえであったとしても、法律は同情してはくれないのだ。こうした知識が、実際のユーザーにどれほど理解されているのだろうか。単にユーザーの「常識」「良識」に期待するのではなく、法律的な知識も含めた体系的な教育、いわば「インターネット学」の確立が求められているのかもしれない。

四　デジタルネイティブの脆弱性

昨今の若年層は、ものごころついたときにはパソコンや携帯が身近にあり、テクニックの点ではニューメディアを難なく使いこなすが、その一方で、リアルとバーチャルの境界線があいまいで、危機管理の点では極めて幼いというアンバランスを抱えている。アクセス制限をしていなければ世界中から逐一監視されているも同然であるのに、どういうわけか自分だけは匿名性に埋没していると思い込んでいるらしく、あまりに幼稚で無防備な行動に、煮え湯を飲まされることもたびたびである。高年層に比してテクニックだけはたけていて、ニューメディアを使いこなせてしまうことがリスクを拡大している。

スマートフォンの普及でＳＮＳは一層身近なものとなり、ユーザーの低年齢化が進んでいる。大学の教育ではすでに遅い。小学生・中学生からＳＮＳとの付き合い方、メディア・リテラシーを教育する必要があるだろう。

五　高年層も自戒を

ところが、実はこうしたトラブルは若年層に限られたものではない。近年、文化や消費、ライフスタイルなどの分野で、年齢による説明力が減少していることが多くの研究で報告されているが、メディア利用も例外ではなく、若年層でもニューメディアに疎い層もいれば、高年層でもニューメディアを使いこなすアクティブな層も存在している。こうした格差は主に個人の志向性やスキルに起因していて、年代差や世代差

は年々縮小していくと見られている。今はまだ相対的に若年層にニューメディアのユーザーが多いために、SNSのトラブルも若年層で目立つように見受けられるが、高年層でも、政治家や官僚が不適切なツイートによって辞任に追い込まれたり、記者が取材対象者に対する中傷をツイートしてトラブルになったりするケースが散見されるようになり、決してひと事ではないのである。今後、SNSユーザーの増加に伴って、高年層でもリスクが拡大すると予想される。

SNSは、学者の情報交換にも利便性が高く、大学の広報としても非常に有効なメディアで、多くの大学で活用されているが、こちらでも、ときどきトラブルが発生している。どうやら問題となるのは、組織としての公式アカウントではなく、個人のアカウントであるようだ。学者は個人営業の側面も強いが、たとえ個人のアカウントであっても「公人」の側面を有しており、投稿内容が組織の公的な見解と見なされる可能性があることをあらためて認識したいところである。

表1-1　聖心女子大学の「ソーシャルメディア扱いのガイドライン」要点

機密性の保持
プライバシーの保護
間違いを正し明記する
他者に敬意を払うこと
偽名を使わないこと

表1-2　「ソーシャルメディア扱いのガイドライン」チェックポイント

あなたのプロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか?
個人情報がどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか?
大切な人が、あなたのことを、あなたが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか?
情報は公共の場で披露しても大丈夫な内容ですか?
インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか?
自分以外の写真や情報に関して投稿する際、きちんと許可をとっていますか?
スパイウエアやインターネットウイルスから保護するためのソフトはインストールされていますか?

http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf

表2　聖心女子大学の「SNS利用の注意」要点

他者の個人情報を許可なくツイートしない
他者を誹謗・中傷するツイートをしない
職務上、知り得る情報をツイートしない
モラルに違反する内容をツイートしない

http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia1.pdf

六　聖心女子大学のSNS教育

聖心女子大学にはメディア研究を専門とする教員が何名かいるが、メディア環境が目まぐるしく移り変わる中、そのメインユーザーである学生が極めて無防備であることに危機感をもち、二〇一一年十月からソーシャルメディアのガイドライン策定に取り組んできた。このガイドラインは、二〇一二年四月から学生生活の手引きや大学公式HPに掲載されたが、さらに指導を徹底するために、同年六月には、法律的な観点から「どのような行為」が「なぜ問題となるのか」を簡潔に説明した「SNS利用の注意」をまとめ、ゼミなどの少人数の授業を通じてより具体的に注意を呼びかけている（**表1・2参照**）。

「SNS利用の注意」は、法学者にも法解釈の妥当性や文言の正確性をチェックしてもらって犯罪行為の可能性について明言しており、より厳しい忠告となっている。

このガイドラインは、組織の名誉を守ること以上に、学生自身を守ることに主眼が置かれている。教育機関としての役割は、学生を罰することではなく、指導することにあるからだ。学生自身の被る利益・不利益を明確に示し、チェック方式で問うことで、学生がSNSでの危機管理を自分の問題としてとらえるようになり、成果を上げている。

もっとも、こうした指導を受けてすぐにアカウントを非公開にするなどの対応をとった大半の学生は、意識が高くてリスクを理解できる学生で、もともと投稿にあまり問題はなかったのである。軽率な投稿を問題視して大学がマークしていた数名の学生は、名指しで注意されないかぎり自分のことを指しているという自覚がないらしく、指導後も変化が見られなかった。ガイドラインを策定しても一番の該当者が自覚しておらず、指導の徹底に労することが最大の課題である。

七　指導の継続

二〇一二年度にSNS教育を立ち上げてから数カ月、繰り返しの指導でようやく問題視していた学生にまで教育が行き届いたと思ったのもつかの間、年度が改まったとたんに「振り出し」に引き戻された。新しく入ってきた一年生は、高校時代の延長なのか、大学入学を機に開放的になってタガが外れたのか、全く無防備な状態だったのである。オリエンテーション期間にガイドラインをひととおり説明し、メディア系の授業でも取り上げ、一年生対象の講演会の折にも注意を促すなど、あらゆる方面から指導を重ねているが、一番の該当者が自覚していないという問題はふたたび浮上することとなった。最終手段は個人を特定して個別に指導することであるが、学生全員を追跡するわけにもいかず、そのようなチェック作業のために本務が圧迫されるのも本末転倒で、果てしない追いかけっこに教員の苦労は尽きることがない。

おそらく、この問題は毎年繰り返されることだろう。近い将来、学童期にメディア・リテラシー教育を受けた層が入学してくるようになれば、大学でこのような教育をする必要がなくなることを願うばかりである。

八　メディアの変遷

新しいメディアが登場した当初は、法的な整備が追いつかず、数々のトラブルが発生するが、しだいに社会的なコンセンサスが形成されるのがつねである。携帯電話も、当初は電車の中での利用などをめぐって数々のトラブルが発生していたが、今では一定のマナーや常識が普及している。SNSに

ついても同様で、今の過渡期を乗り越えれば社会全体にマナーが形成されることであろう。

本学でも、この一年間で学生のメディア利用は大きく変化、最初からアカウントを非公開にしているケースが多くなった。また、新たにLINEが登場したことにより、ツイッターのもっていた機能のうち、親しいネットワーク内でのコミュニケーション機能はLINEへ移行、ツイッターの利用は公的な情報発信や有名人のフォローなどに機能が絞り込まれつつある。社会的にも、反社会的行為の告白や、有名人のプライバシー暴露などをめぐって、ツイッターから2ちゃんねるに移行して炎上する事例は激減している。おそらく、「公開処刑」などの実例が社会全体に認知されたことによって、SNS利用に関して一定のコンセンサスが形成された結果と思われる。

この一、二年、学界でもSNS研究を見かけるようになったが、調査結果が発表されるころには、すでにそのメディアは過去のものとなっていて、とっくの昔に最先端は入れ替わっているのが現状である。かつては若年層を中心に支持されていたmixiが今は下火となっているように、半年後、一年後には主要メディアが入れ替わっている可能性もある。ツイッターやフェイスブックも次々と新しい形へと変化していくだろう。

しかしながら、本学のガイドラインは（インターネット環境が抜本的に変化しないかぎり）、基本コンセプトは汎用性が高いと考えている。「リツイート」や「フォロー」といったインターフェイスの用語は新しいメディアに合わせて修正していく必要はあるが、重要なのは、不可視ながらも、世界中にかつ永遠に存続するインターネット上に情報を上げることのメリットとデメリット、リスクをよく理解し、最終結果にまで責任をもつことである。

九　教育者の心得

SNSの実態は、パソコンやスマートフォンの中に存在していて不可視で、ニューメディアに疎い層にとっては未知の世界である。トラブルが顕在化するまで、学生を取り巻く環境を全く知らなかったということも多い。しかし、トラブルになった場合、「知らぬ、存ぜぬ」では済まないし、トラブルが顕在化してからではもう遅いのである。教員は、必ずしも自分がアカウントを開設してSNSを駆使する必要はないが、せめて実態は把握しておくべきだ。

そのためには、学生と近い距離でコミュニケーションをとり、実際のユーザーの生の声を聞くのが有効であろう。大学の中では学生を指導する立場の教員も、ときどきは学生の後ろを追いかけ、ニューメディアのトレンドを教えてもらいながら、柔軟に対応することが求められている。

貸与型奨学金の本質について考える

――学生の将来のために

久米　忠史●奨学金なるほど！相談所代表・奨学金アドバイザー

一　はじめに

最近、奨学金の滞納問題がさまざまなメディアでクローズアップされるようになった。

・「特集　奨学金が返せない」（ＮＨＫ「おはよう日本」二〇一三年四月三日放送）

・「回収強化する学生支援機構／返済延滞で年一〇％の〝罰則〟／「貧困ビジネス」との批判も」（毎日新聞二〇一三年四月十九日）

これらの報道では、二〇一二年三月時点で日本学生支援機構奨学金の滞納者が三十三万人を超え、滞納総額も八百七十六億円に達したことが報じられている。

実は、私自身もいくつかのテレビ番組の奨学金問題特集に関わったのだが、本音を言えば、このところの報道姿勢に一抹の不安を感じている。

わが国の奨学金事業の中枢を占める日本学生支援機構（旧日本育英会）の現行制度にはいくつかの問題点があることは事実であり、特に硬直化した返済システムこそが最大の課題項目であると考えている。しかし、メディアがあおりすぎて、「奨学金＝怖いもの」と単純化したイメージが独り歩きしてしまうと、向学心あふれる受験生や保護者の進学意欲までもそいでしまうのではないかと心配している。

各メディアが指摘する滞納問題の背景には、若年失業率の増加、不安定化した雇用システム、家族間コミュニケーションの貧困化、高騰した大学の学費、大学生の学力低下など、さまざまな問題が複雑に絡み合っている。奨学金の返済に苦しむ人々を取り上げ、社会に警鐘を鳴らすことは報道機関の大切な役割であると思う。しかし、奨学金制度ひとつだけを批判するのではなく、将来の人材育成につながる現実的な提言も併せて行ってほしいと願っている。

私は、全国各地の進学相談会や高校、大学のオープンキャンパスなどで、毎年百回以上、一万人を超える保護者や受験生に進学費用対策の講演活動を行っている。参加される保護者のほとんどは母親であるが、その聴く姿勢は皆真剣そのも

図表1　日本学生支援機構　奨学金　貸与人員と予算額の推移

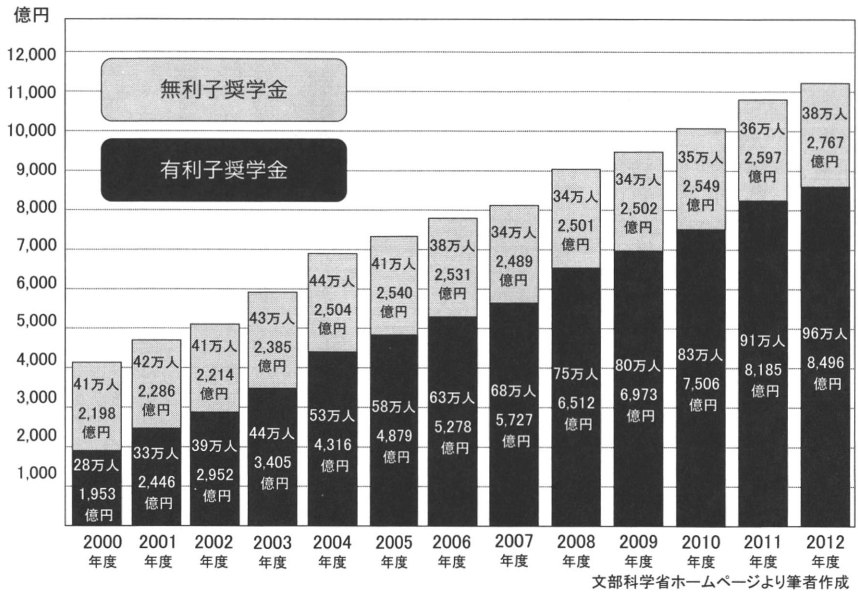

文部科学省ホームページより筆者作成

の。日本中の多くの家庭で、進学費用が大きな悩みの種になっていることを日々実感させられている。

『大学時報』の読者の多くは大学関係者と伺っている。大学が取り組むべき奨学金に関する課題と対策について、できるだけ具体的に提案していきたい。これまでの現場経験が、少しでもお役に立てれば幸いである。

二　奨学金が学生の背負う借金である事実

欧米で奨学金と言えば、返済不要の「グラント（Grant）」を指す。一方、学資の貸し付けは「ローン（Loan）」と呼ばれ、両者は明確に区別されている。

日本学生支援機構（以下、機構で統一）の奨学金は返済が必要な貸与型であるので、欧米の常識で考えると、明らかに「学資ローン」に分類されるであろう。ローンとは、つまり「借金」である。機構の奨学金を利用している学生や保護者、さらに大学関係者自らが、国の奨学金とは〝無利子・低利の学資ローン〟である事実を認識することが、問題対策の第一のステップであると考える。

三　急増する利用者数と保護者の不安

図表1は、機構の奨学金の予算ベースの貸与人員数と貸与額の推移である。二〇〇〇年度には六十九万人であった利用者数が、二〇一二年度には百三十四万人と倍増し、貸与総額は四一五一億円から一兆一二六三億円と二・七倍に膨れ上が

っていることがわかる。

特に注目すべきは、有利子奨学金の増加率である。利用者数で三倍以上、貸与額では四・三倍もの規模になっている。

「奨学金を借りても将来返せなかったらどうなるのか？」「借金はしたくないが、今の家計ではどうしようもない」保護者対象の講演では、事情が許すかぎりアンケートをとるようにしているが、それによると、保護者の最大の関心事が「奨学金の返済に関して」であることがわかる。

四　制度を理解せずに利用している実態

興味深いデータを紹介させていただく。機構が奨学金の延滞者（四一六九人）、無延滞者（一一一七人）から回収したアンケート調査である。（平成二十三年度奨学生の延滞者に関する属性調査結果）。

機構では、失業や低収入などにより返済が困難になった人のために、いくつかの返済猶予制度を設けている。個人的には、これらの制度は不完全であり改善すべき点が多いと考えているが、問題はその認知度である。

同調査によると、延滞者、無延滞者ともに五六％以上が「猶予制度の存在を知らなかった」と答えている。さらに二〇一〇年度から始まった滞納者の個人信用情報機関への登録制度に至っては、七七・五％もの人たちが「あまり知らない」「知らない」と回答しているのである。

個人信用情報機関への登録という重大なリスクでさえ「学生には知られていないという現実」を真摯に受け止めて、大学関係者は奨学金に向き合うべきであろう。

五　説明責任は誰が負うべきか

機構の奨学金には、高校在学中に申し込む「予約採用」と、大学入学後に申し込む「在学採用」の二つの方法がある。二〇一一年度の実績では、予約採用が約二十四万人、在学採用で約十二万人と、予約採用のほうがはるかに多くなっている。

では、奨学金の制度内容、ポイントと注意点などは、誰が受験生や保護者に伝えていくべきなのか。

奨学金の申し込みは、学生が在籍している学校を通して行うことになっている。その観点からすると、予約採用の窓口となる高校現場の責任が最も大きいということになるが、実は高校現場の仕組みと実情に、奨学金問題のもう一つの要因があると考えている。私自身が感じてきた問題点を二例ほど挙げたい。

⑴　担当教員の情報力格差

公立高校では定期的に教職員の異動があるので、当然、奨学金担当教員も入れ替わる。そのため、過去の経験、最新情報など、奨学金のノウハウが蓄積されにくい環境にある。また、臨時教員や経験の浅い若手教員が担当することもあり、担当者による情報格差を感じることが多い。

⑵　高校ごとに異なる締め切り時期

機構では予約採用の募集を年に二回行っているが、実施に

ついては各高校に一任されているため、進路指導部の方針で二回目の募集を行わないことがある。さらに、高校から機構への申請書類の提出期限が七月中旬とされていながらも、五月上旬には申し込みを締め切る高校もあり、学校によって大きなバラつきが見られる。

また、高校生自身も「友達が申し込んでいるから何となく自分も」などと、内容を理解しないまま安易に予約採用に申し込んでいる様子が見られることもある。

これらの現状を踏まえて総合的に考えると、奨学金制度の周知徹底については、学生を受け入れる大学側が積極的に取り組むべきだと考える。

それらの手段として、ウェブページは有効であるし、オープンキャンパスなどで保護者、受験生向けの奨学金セミナーを開催することも効果的であると思う。

六　受験生よりも保護者の理解度が重要

ここからは、何をどう実践していけばよいのかについて具体的に解説していきたい。

まず第一に、多くの保護者は「奨学金をよく理解していない」という前提に立つことが重要である。

そもそも現在の保護者世代が高校生であったころ、大学進学者は少数派であった。さらに奨学金の利用経験者となると、保護者の五十人に一人もいないのではないだろうか。

講演や個別面談で私がつねづね意識している点は、「わからなくて当然ですよ」と、保護者の不安感を取り除いたうえで、わかりやすく伝えることである。

また、受験生よりも保護者にこそ、奨学金のポイントと注意点を理解してもらいたいと考えている。奨学金の返済は、大学卒業後から最長二十年間と長い期間続くことになる。そのため、借りたことを後悔することのないように、親子で情報を共有し、じっくりと話し合うことが重要である。

あとで詳しく述べるが、親子で協力して返済していくことで、返済利息を節約するだけでなく、在学中の費用負担を最小限に抑えることができる方法もある。

七　予約採用のメリットを理解する

在学採用よりも、予約採用のほうが利用者にとってメリットは大きいと考えている。

奨学金を申し込む際には、所得証明書の取得や保証人（機関）の選定など、親子で協力して取り組まなければならない。予約採用の場合、親子の距離感が近い高校時代に奨学金と向き合うことになるので、進学後の学生生活や卒業後の返済についてなど、最も大切な親子のコミュニケーションを図るきっかけにもなる。

そこで、保護者、受験生への予約採用の指導において、特にポイントと思われる点を挙げてみた。

(1)　最終手続き時に多くの項目を変更できる

予約採用の決定者が大学入学直後に行う「進学届」提出時

に、申し込み時に選択していたほとんどの重要項目を変更できる。したがって、志望校が定まっていなくても安心して申し込むことができる。

(2) 在学採用で再チャレンジできる

「無利子の第一種奨学金を希望したが、有利子の第二種奨学金の採用候補者となった」。第一種奨学金の採用率が四人に一人という現状では、このような学生が数多くいる。そのような場合でも、在学採用で第一種奨学金への変更申請を行うことができる。在学採用でも狭き門であることには変わりはないが、実は第一種奨学金については、在学採用のほうが採用者数は多いということはあまり知られていない。

※在学採用・第一種五万三千人、第二種六万四千人、予約採用・第一種三万二千人、第二種二十万八千人（二〇一一年度採用実績）

(3) 奨学金を辞退することもできる

最終的に奨学金を必要としなくなったら、権利そのものを辞退することができる。最終手続きとなる進学届を行わなければ何のペナルティもなく自動的に辞退したと見なされるので、奨学金の利用について迷っている人にも予約採用を勧めている。

八　返済猶予申請の徹底周知

機構の奨学金を大学で四年間借りた場合の月々の返済額を**図表2**にまとめたので参考にしていただきたい。

正社員として就職できれば決して無理な金額ではないが、非正規雇用などの不安定な状況に陥ると生活が圧迫されることが想像できる。

そこで機構では、経済的に厳しい返済者には三種類の返済猶予制度を設けている。これら猶予制度の申請基準は、給与所得者で年収三百万円以下、給与所得以外の人で収入二百万円以下となっている。

(1) 返還期限猶予

一年を限度に奨学金の返済が先送りされる。一年ごとに申請することで通算五年までの延長が可能。

(2) 減額返還

返済月額を半額にして二倍の期間で返済する。一年ごとに申請することで最長十年間の延長が可能。

(3) 所得連動返還

第一種奨学金の採用者の中で家庭の収入がより厳しい学生は、卒業後、一定の収入を得るまでは期限を設けずに返済が猶予される。

先に紹介した機構の調査では、これら猶予制度について半数以上が認知していない実態が明らかになっている。また、猶予手続きはすべて「自己申請」が前提となっている。つまり、どれだけ厳しい状況にあっても、申請しなければ、悪質滞納者と見なされる可能性がある。

猶予が認められると、その間の利息や延滞金も免除される。したがって、これらの猶予制度を受験生や在学生に周知する

図表2　大学で4年間借りた場合の日本学生支援機構奨学金の返済例

第一種（無利子）

種別	通学環境	貸与月額	貸与総額	返済月額	返済回（年）数
国公立大学	自宅生	45,000円	2,160,000円	12,857円	168回（14年）
国公立大学	自宅外生	51,000円	2,448,000円	13,600円	180回（15年）
私立大学	自宅生	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回（15年）
私立大学	自宅外生	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回（18年）

第二種（有利子）

貸与月額	貸与総額	返済利率	返済総額	返済月額	返済回（年）数
50,000円	2,400,000円	0.5%	2,497,419円	13,874円	180回（15年）
		1.0%	2,597,188円	14,428円	
		2.0%	2,803,404円	15,574円	
		3.0%	3,018,568円	16,769円	
80,000円	3,840,000円	0.5%	4,045,295円	16,855円	240回（20年）
		1.0%	4,257,117円	17,737円	
		2.0%	4,699,817円	19,582円	
		3.0%	5,167,586円	21,531円	
100,000円	4,800,000円	0.5%	5,056,654円	21,069円	240回（20年）
		1.0%	5,321,420円	22,172円	
		2.0%	5,874,754円	24,478円	
		3.0%	6,459,510円	26,914円	
120,000円	5,760,000円	0.5%	6,068,011円	25,282円	240回（20年）
		1.0%	6,385,730円	26,606円	
		2.0%	7,049,746円	29,373円	
		3.0%	7,751,445円	32,297円	

ことは、奨学金に対する不安を和らげるとともに、最悪の事態に陥らないための予防策の一助となるであろう。

九　滞納した場合のリスクを知る

機構の奨学金の最大の問題点は、硬直化した返済制度にあると考えている。特に二〇一〇年度から導入された滞納者情報の個人信用情報機関への登録など、金融事業的側面が強化されたことによって生じるリスクについては、大学関係者にも正確に理解していただきたい。

(1)　滞納者は個人信用情報機関へ登録される

連続三カ月返済を怠ると、個人信用情報機関に奨学生の個人情報が登録されることになっている。個人信用情報機関へ登録されると、一定期間は各種ローンが組めないなど、その後の社会生活に影響を与える可能性がある。

(2)　延滞金にはペナルティが課される

延滞金にはペナルティが課され、さらにそれらを一括返済しなければ、猶予制度を利用できない仕組みとなっている。延滞が続くと、ペナルティも含めた返済額が膨れ上がるので注意が必要である。

十　親子で賢く奨学金を活用する

奨学金にはリスクが存在することは事実だが、その仕組みを理解して賢く活用する方法もある。

奨学金の支給開始が進学後であるため、多くの家庭では入

図表3

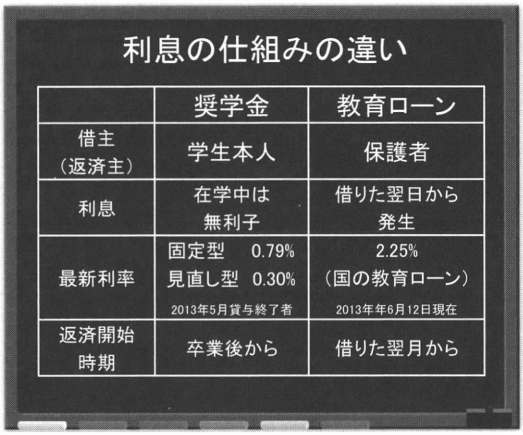

図表4

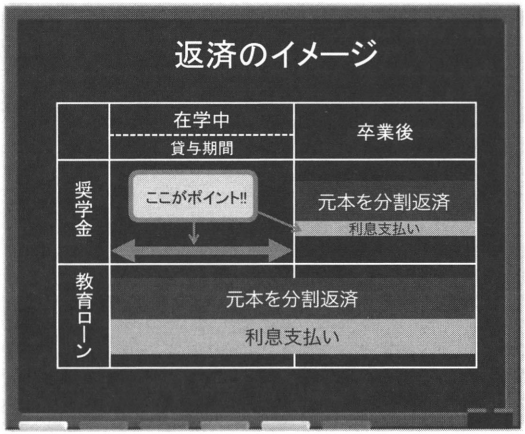

学前の納付金を教育ローンなどで対応している。

奨学金は子どもの借金、教育ローンは親の借金。子どもの将来の負担を心配して、〝教育ローンを限度いっぱいまで借りて、奨学金を最小限度にする〟。これは親心としては当然の考え方だと思う。

しかし、奨学金と教育ローンの組み合わせ方によっては、返済利息を大幅に節約することができるのである。そのポイントは、奨学金と教育ローンの利息の仕組みの違いにあり、親子で協力して返済していくことが前提となる。第二種奨学金と国の教育ローンの仕組みの違いを整理してみた（**図表3・4**）。

●奨学金と教育ローン利息の仕組みの違いのポイント

(1) 国の教育ローンより奨学金のほうがはるかに利息は低い

第二種奨学金の返済利率は上限三%と制限されているが、二〇一三

年五月現在のものでは、固定型（〇・七九％）、見直し型（〇・三〇％）となっており、教育ローンの中で最も利息が低いといわれる国の教育ローン（二・二五％固定のみ）と比べてもはるかに低い。

(2) 奨学金は在学中は無利子

教育ローンは借りた翌日から利息が発生し、翌月から返済が始まる。それに対して、奨学金の返済は卒業後からであるうえ、在学期間中、毎月借りていながらも利息はゼロである。

繰り返すが、奨学金は子どもの借金、教育ローンは親の借金である。しかし、奨学金と教育ローンの利息の仕組みの違いを親子で理解し、進学費用対策に臨むことも重要なポイントであることがご理解いただけただろうか。

また、多くの家庭では十八歳満期で学資保険をかけている。個別相談では、そのような保護者に対して、大学卒業まで同額を貯蓄し続けることを勧めている。そして、たまったお金を卒業時点で奨学金の繰り上げ返済に充てることで、子どもの負担を大きく軽減するだけでなく、返済利息も節約できることをアドバイスしている。

奨学金制度の抜本的な改革が望まれるが、制度転換途上にある現在では「親子で奨学金の返済に取り組む」ことが、現実的な有効策の一つであると考える。

十一　国の奨学金制度の今後の展望

先ごろ、文部科学省が大学生向けの給付型奨学金の創設を検討していることが報じられた。また、延滞金に課されるペナルティも現行の一〇％から五％程度へと引き下げる方針が立てられた。

国の奨学金制度には数多くの課題点が残されているが、金融事業的側面から本来の育英事業への回帰の気配が見られたことを率直に評価したい。

有利子奨学金枠の量的拡大（一九九九年）を日本の奨学金制度の第一の転換期とするならば、現在、第二の転換期を迎えつつあると感じており、今後の展開を注視していきたい。

十二　奨学金情報の提供について

誌面の都合上、最低限知っていただきたい情報だけに絞って執筆したが、そのほかにもポイントや注意点がある。また、講演を一回聴いただけでは理解できない保護者や受験生がいることも事実である。そのため、希望する高校には講演スライドデータを無償で提供するようにしている。私の小さなこだわりよりも、多くの人に情報を共有してもらうことのほうが現状では重要だと考えるからである。

今回、寄稿の機会をいただいたささやかなお礼として、受験生や保護者に対して学内で使用する場合にかぎり、大学関係者にも無償で提供させていただきたい。ご希望の大学は、ホームページ「奨学金なるほど！相談所」からお申し込みいただければと思う。

http://www.shogakukin.jp/